国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(雇用年齢) 第5条 専門職員の雇用は、原則として満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。	(雇用年齢) 第5条 専門職員の雇用は、原則として満65歳に達した日の属する年度の末日までを限度として行うものとする。 <u>ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</u>	

附 則(令和元年11月25日規則第4号) この規則は、令和元年11月25日から施行する。